

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ所沢店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）七千六百六十五平方メートル

（変更後）一万四千三十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六四八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二四六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一六一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 六三立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後十時三十分

（変更後）駐車場② 午前六時三十分から午後十時

駐車場①、③、④、⑤ 午前六時三十分から午後十時三十分

### ハ 変更年月日

平成三十一年十一月二十三日

### ニ 届出年月日

平成三十一年三月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課